

Q & A

問題解決!



南部宮農センター
園芸課
検校 哲也

Q1 オーガニック、有機栽培といった表示の野菜が売っていますが、どのような栽培をしているのか教えてください。また、減農薬についても教えてください。

A1 オーガニックと聞くとなんとなく「体に良さそう」「味が良さそう」とイメージしちゃいますね。

正確には、農林水産省が定めた有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)に適合していて、認証を受けた有機JASマーク(図1)が付いたものが、有機野菜やオーガニック野菜です。



図1

堆肥等で土づくりして、2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使っていない、遺伝子組み換え技術を使っていない栽培方法で生産された農産物だけに有機JASマークが付いています。有機とかオーガニックと書いてあっても有機JASマークがなければ法律違反となります。

以前は、無農薬、減農薬などと表記された野菜が売っていましたが、これらの表現は生産する人によって定義が違ったりしたこと、消費者の誤解を招くこと、平成16年に禁止されました。

現在は、「無農薬」「減農薬」「無化学肥料」「減化学肥料」は表示できませんが、農薬を減らし、堆肥など有機物を入れて化学肥料も減らして作ったのに、その努力をアピールできないのは無慈悲なことと感じます。

消費者にとっても、普通に栽培された野菜より少しでも農薬を減らしたほうを選びたい

使用できる作物

効果のある病害虫

希釈倍数と散布量

図2

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	総使用回数
きゅうり	アブラムシ類	1,000倍	10~300ℓ/10a	前日	5回以内
かんきつ	カメムシ類	1,000倍	200~700ℓ/10a	7日	本剤:3回以内 有効成分:4回以内

- きゅうりは散布して1日(24時間)後に収穫可能
 - かんきつは散布して7日後に収穫可能
 - 一年生作物は種まきから収穫終了までの使用回数
 - 果樹などの永年作物は収穫終了から次の収穫までの使用回数
- 「総使用回数」とは「製品自体の使用回数」と「その製品が含む有効成分の使用回数」があり、そのどちらも回数をオーバーして使用することはできません。

と思います。そこで、有機栽培ではないけど、化学農薬・化学肥料の使用回数・量が慣行栽培より5割以下で生産された農産物を「特別栽培農産物」として表示できます。

農薬を気にする消費者はいますが、安全性を確保された農薬のみを農林水産省が登録しています。また、登録された農薬しか使っていないこととはもちろん、使用方法(希釈倍数、使用量、時期、回数など)が定められています(図2)。

定められた安全基準は、有害な影響が見られない最大量の100分の1です。これは、一生涯にわたって毎日食べ続けても健康上問題のない量の100分の1ですが、間違った使い方をしたら、元も子もありません。農薬のラベルを確認して安全に使ってください。

Q2 畑に米ぬかを直接まくときの注意点は?

A2 ぼかし肥料を作るとき米ぬかを使います。栄養分を豊富に含むことから、混ぜると発酵を促します。

一方、生の米ぬかは畑にそのまま散布しても、すぐには

肥料の効果が現れません。土によく混ぜ込んで1カ月ほど発酵腐熟を待って耕して作付けます。

生の米ぬかをまくと、①微生物が大量発生して窒素飢餓(米ぬかをエサとする微生物が増えず土中の窒素を食べてしまい植物が育たなくなる)を招く、②コバエが発生し、ゴキブリなどが寄ってくる、③発酵熱で植物が育たない、といったことが起こります。有機物と混ぜ込んで土づくりとして活用するのがいいでしょう。



オンライン
農業塾は
こちら

動画はコチラ

管内の
病害虫
情報は
こちら

家庭菜園
情報は
こちら